


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	直井 亨			
件名	東大和市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の 一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	社会資本整備総合交付金交付要綱 東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>社会資本整備総合交付金交付要綱及び東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の改正に伴い、助成期間及び助成金の限度額の変更並びに文言の整理を行うため、要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第2項第4号中、補強設計の着手期限を「平成31年3月31日まで」に改め、助成期間の延長を行う。</li> <li>・別表中、耐震改修に要する費用「48,700円/m<sup>2</sup>に延べ面積を乗じた額」を「50,300円/m<sup>2</sup>に延べ面積を乗じた額」に改めるなど、助成金の限度額の引き上げを行う。</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 国及び都の要綱と整合させることにより、国の交付金及び都の補助金の確保を図る。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。